

声 明

―被災者・被災地が主役の復興に向けて一層の努力を―

2017年3月10日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

東日本大震災から7年目を迎えるにあたり、あらためて犠牲となられた方々に哀悼の意を表します。

私たち「みやぎ県民センター」は、東日本大震災直後の2011年5月、被災者・被災地が主役の復旧・復興の実現を目的に発足しました。

しかし、復興は大きく遅れています。国・県が「創造的復興」を旗印に、復興プランにかかわった「復興構想会議」の専門委員に「たしかに、高台、防潮堤と言ったが、これほどの大規模なものになるとは・・・」と言わしめる復興策が、被災者の復興を大幅におくらせているのです。

被災者の復興とは「医・職・住」の確保、学ぶ機会の確保による日常のくらしの一日も早い実現です。それが大幅におくらせているのです。私達は一日も早い復興を願って本声明を発表するものです。

1 被災者の生活再建

- (1) 県内での応急仮設住宅住まいの被災者は今も合計2万2,427人（2017年1月31日現在）に及んでおり、震災直後の入居者の18%以上の方々が被災から7年目を迎える今も苦難を強いられています。
- (2) 2015年国勢調査によれば、県内では、津波被害を受けた沿岸14市町と仙台市宮城野、若林両区の人口減少率が著しく、その中でもとくに女川町、南三陸町、山元町の人口減は極めて深刻です。
- (3) 県内災害公営住宅の完成は未だ81.0%という実態であり、それにも関わらず宮城県は県営の災害公営住宅は一戸も建設しないとい

う冷たい態度に固執しています。岩手県は災害公営住宅の半数を県営で建設し、復興基金の 62.8%を使って自力再建の全壊世帯に 100 万円の支援、半壊・一部損壊世帯へも支援制度を作っています。一方、宮城県は県活用分復興基金のわずか 1.31%を使っての二重ローン対策しか、みるべき住宅政策はありません。

- (4) 宮城県は 2013 年 4 月以後被災者の医療費支援制度を打ち切りました。岩手県が県として 10%負担を続け被災者全員の免除措置を今年 12 月まで継続すると決定していることに比べ、宮城県の被災者への冷酷さは際立っています。

2 県内経済の再生・復興、街づくり

- (1) 宮城県の調査によれば、県内事業者の約 86%が復旧したとされていますが、商店街などの街づくりや事業者の復旧遅れに対する県の支援の不十分さが、地域的復興の格差を広げています。また、復旧公共事業における下請代金や賃金未払い問題などが多数発生し、さらに、障害者の雇用が全国最低であることも明らかになっており、これらに対する県の監査、指導の遅れが当事者を苦しめることになっています。
- (2) 宮城県においても、福島原発事故による農業等への影響は深刻で、補償は進んでいません。放射能汚染の稲わらや牧草が全県の農地に仮置きされており、解決の見通しも立っていません。さらに村井知事は、大震災直後から、漁港の統廃合をかかげ、水産特区を持ち込み、漁業の再生に重大な混乱と立ち遅れをもたらしています。農・漁業者は奮闘しています。復興にまい進している生産者への支援が大切になっています。
- (3) 宮城県の長大な海岸線に巨大な防潮堤が作られていますが、景観・自然破壊につながるるとともに、街づくりという観点からの住民合意が不十分です。高台移転も街づくりは大幅におくれています。

3 憲法を守り「創造的復興」の大胆な見直しを

村井知事は、阪神・淡路大震災の教訓から学ばず、反県民的で極端な「創造的復興」の名の下で巨大土木事業にまい進しています。例えば、①長大な海岸線に巨大な防潮堤の建設、②大規模な盛土復旧や高台移転の推進、③「仙台空港の民営化」とアクセス鉄道への巨額の投入、④「地域防災拠点」整備と称して宮城野原貨物ヤードの巨額買収を推進等々、まさに被災者に対する支援は二の次とし、県民への説明も不十分なままに震災を利用した巨額の投資で県の土建開発に奔走しているのが現状です。これらは、宮城県の未来の発展への道を閉ざしかねないものと考えます。

復旧・復興は、日本国憲法 13 条、25 条等にもとづく被災者の憲法上の権利です。「みやぎ県民センター」は、震災後 7 年目を迎えるにあたり、あらためて宮城県に対し、「創造的復興」から「被災者・被災地が主役の復旧・復興」へ 憲法を尊重した大胆な政策の転換をあらためて強く求めるものです。

4 奥山仙台市政の転換を

ここ 1 年で仙台市の異常さがさらに際立っています。「医療」では、国の補助が削減され宮城県の支援もない苦しい財政状況下で県内 6 市・3 町が被災者の医療費免除制度を継続しているにもかかわらず、十分な財政基盤もあり、かつ最大の被災者を抱える仙台市が頑なに免除を拒否しています。「住い」では入居希望者に対して、公営住宅建設が不足していることが明確になっているにもかかわらず、頑として追加整備には応じていません。また、あすと長町復興公営住宅ではやっとの思いで入居がかなったのも東の間、公営住宅の建設を手掛けた業者と同一事業者による隣接地（南側と東側）への 2 棟の超高層マンション建設が計画・着工されています。公営住宅の環境は大きく損なわれ、冬至の日にはほとんど日照がなくなることとなります。国の行き過ぎた規制緩和がその根源にありますが、仙台市は議会でこのことを追及されると、「商業地だからかまわない」、「受忍限度内である」と平然と言い放ちました。さらに蒲生北部地区で住宅を補修して住ん

でいる被災者に、津波被災者再建支援金を支給しないという差別行為も行なっています。

まさに血も涙もない冷酷な市政と言わざるを得ません。

私たちみやぎ県民センターは、仙台市に対しても被災者に寄り添い、やさしい市政への転換を求めています。

宮城の復興は、知事の「順調に進んでいる」との言葉とはかけ離れています。被災者の復興は大幅におくれているのです。

私達「県民センター」は、被災者の悩みに寄り添い、努力がむくわれるよう、これまで以上に、被災者と共に、希望のもてる復興に努力する決意です。

以 上

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町 2 丁目 5-10 御譜代町ビル 305 号

☎022-399-6907 FAX022-399-6925